

個人事業者等の業務上災害にも労働基準監督署への報告が必要となります（令和9年1月1日施行）

令和9年1月1日より個人事業者等が労働者と同一の場所における就業に伴う事故等により、死亡し、又は休業（4日以上）した場合には、以下の報告主体が、所轄労働基準監督署へ報告する必要があります。

報告主体

- 個人事業者等が災害発生的事实を伝達することが困難な場合
個人事業者等が死亡した場合は、「**特定注文者**」等が所轄労働基準監督署に報告してください。
※「**特定注文者**」とは、「個人事業者等が行う仕事の注文者であって、災害発生場所（事業場等）において業務を行っている者のうち、個人事業者等から見て直近上位のもの」をいいます。「特定注文者」が存在しない場合には、災害発生場所（事業場等）を管理する事業者（「**災害発生場所管理事業者**」という。）が所轄労働基準監督署に報告する必要があります。
- 個人事業者等が災害発生場所を伝達・報告することが可能な場合
「個人事業者等」が「特定注文者」等に報告し、報告を受けた「特定注文者」等が管轄監督署に報告してください。
- 個人事業者等が中小企業経営者や役員である場合
上記にかかわらず所属企業が所轄労働基準監督署に報告してください。
※個人事業者等本人や個人事業者等が加入している業種・職種別団体から監督署への情報提供も可能です。

被災程度		考え方	個人事業者等 (被災者)	特定注文者	災害発生場所 管理事業者	報告義務 情報提供	
休業4日以上の死傷災害	死亡した場合や入院中などにより災害発生的事实を伝達することが困難な場合	特定注文者が把握した場合に報告	○	→	○	→	
		特定注文者が存在しない場合は、災害発生場所管理事業者が把握した場合に報告	○	→	○	→	
		特定注文者、災害発生場所管理者のいずれも存在しない場合は、報告義務対象外	○	→	○	→	
	災害発生的事实を伝達することが可能な場合	個人事業者等が特定注文者に報告、その内容を踏まえて、特定注文者が監督署に報告	○	→	○	→	→
		特定注文者が存在しない場合は、個人事業者等が災害発生場所管理事業者に報告、その内容を踏まえて、災害発生場所管理事業者が監督署に報告	○	→	○	→	→
		特定注文者、災害発生場所管理者のいずれも存在しない場合は、個人事業者等自らが監督署に情報提供	○	→	○	→	→
休業4日未満又は報告対象外の災害	個人事業者や個人事業者が加入している団体が情報提供可能	○	→	○	→	→	

※個人事業者等が加入している関係団体等による情報提供は可能



笠岡労働基準監督署

〒714-0081 笠岡市笠岡 5891 笠岡労働総合庁舎 4階
電話 (0865) 62-4196 F A X (0865) 62-3852